

○医薬品販売業の登録の要否について

(昭和三十四年一月二六日)

(薬第二二二〇号)

(厚生省薬務局薬事課長あて新潟県衛生部長照会)

管内生活消費組合において別添の如き方法で医薬品の販売行為を行なっておりますが左記点に疑義を生じたので貴見をお伺いいたします。

記

- 1 公務所の職員を組合員として組織する生活消費組合(組合員二〇〇〇名)売店が、常時組合員の注文をとりまとめ医薬品販売業者から医薬品を配達せしめ売店において組合員に現品を渡して代価を受け取りこれを業者に支払う場合は、たとえ短時間であつても医薬品を保管しており、組合員に対し医薬品を購入することができることを意識せしめているので、医薬品販売業の登録を必要とすると思料されるかどうか。
- 2 前項の場合、組合員の注文をとりまとめ医薬品販売業者に購入の申込をし医薬品販売業者をして個々の組合員に現品を配達し、代価を組合売店に支払う場合も、組合売店が常時医薬品の注文を受けることを組合員に意識せしめているので、医薬品販売業の登録を必要とすると思料されるかどうか。
- 3 組合員が電話で直接医薬品販売業者に医薬品を注文し現品を組合売店に配達せしめ退庁時組合売店で受け取り代価を支払う場合は、医薬品販売業の登録を必要としないと思料されるかどうか。

(別添)

生活消費組合の医薬品販売方法

- 1 公務所の職員をもつて組織した生活消費組合が、組合売店において、午前中職員より購入を希望する医薬品の注文を帳簿に記載せしめ、売店事務員が特定の薬局開設者(卸・小売を兼業)にとりまとめ注文し現品の配達を受け、午後購入希望者が売店に行き現品を受け取るとともに代価を売店に支払い、組合は一カ月分をとりまとめのうえ薬局開設者に支払っている。
- 2 昭和三十四年八月頃からこの行為は実施され、一日平均五、六件五、六品目であつて、主たる医薬品は、「パンビタン」「ミネビタール」「アリナミン」「ビオフェルミン」「アトラキシン」「ルル」「ベンザ」「サロンパス」等であり、注文者が受け取りに来るまでの二、三時間は、医薬品を売店に保管している。
医薬品の価格は概ね二割引であつて、薬局開設者は事務手数料として組合に対し五分程度の歩戻しをしている。
- 3 薬業協同組合連合会より無登録医薬品販売業として取り締まるよう陳情して来た。

(昭和三十五年一月二四日 薬収第七七六号)

(新潟県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十四年十二月二十六日薬第二、二二〇号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会1の場合は、生活消費組合自体が医薬品の販売業を営んでいるものと認められるので、薬事法第二十九条第一項の登録(以下「登録」という。)を要する。